

平成 25 年 6 月 12 日招集

平成 25 年第 2 回燕市議会定例会議案

新潟県燕市

# 目 次

諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について	1 頁
諮問第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について	2 頁
諮問第 5 号	人権擁護委員候補者の推薦について	3 頁
議案第 57 号	平成 25 年度燕市一般会計補正予算 (第 1 号)	別冊
議案第 58 号	燕市体育施設条例の一部改正について	4 頁
議案第 59 号	住居表示に関する法律第 3 条第 1 項の規定による当市における実施区域 及び当該区域における住居表示の方法について	6 頁
議案第 60 号	市道路線の変更について	8 頁
議案第 61 号	平成 25 年度燕市一般会計補正予算 (第 2 号)	別冊

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成25年6月12日 提出

燕市長 鈴木 力

記

住 所 燕市花見1068番地

氏 名 星 野 昭 子

昭和32年11月21日生

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成25年6月12日 提出

燕市長 鈴木 力

記

住 所 燕市燕2847番地3

氏 名 森 井 優 子

昭和19年3月4日生

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成25年6月12日 提出

燕市長 鈴木 力

記

住 所 燕市燕4657番地

氏 名 信 田 節 子

昭和25年4月28日生

燕市体育施設条例の一部改正について

燕市体育施設条例（平成18年燕市条例第96号）の一部を次のように改正するものとする。

平成25年6月12日 提出

燕市長 鈴木 力

記

## 燕市体育施設条例の一部を改正する条例

燕市体育施設条例(平成18年燕市条例第96号)の一部を次のように改正する。

第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第20条 第17条の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合は、当該指定管理者に体育施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合は、第11条の規定にかかわらず、利用者は、当該指定管理者に利用料金を納入しなければならない。

3 利用料金の額は、別表第2に定める使用料の金額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

4 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者は、市長が定める基準に従い後納させることができる。

5 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

別表第2中「(第11条関係)」を「(第11条、第20条関係)」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

住居表示に関する法律第3条第1項の規定による本市における  
実施区域及び当該区域における住居表示の方法について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、本市における実施区域を別図のとおり定め、当該区域における住居表示の方法は、街区方式によるものとする。

平成25年6月12日 提出

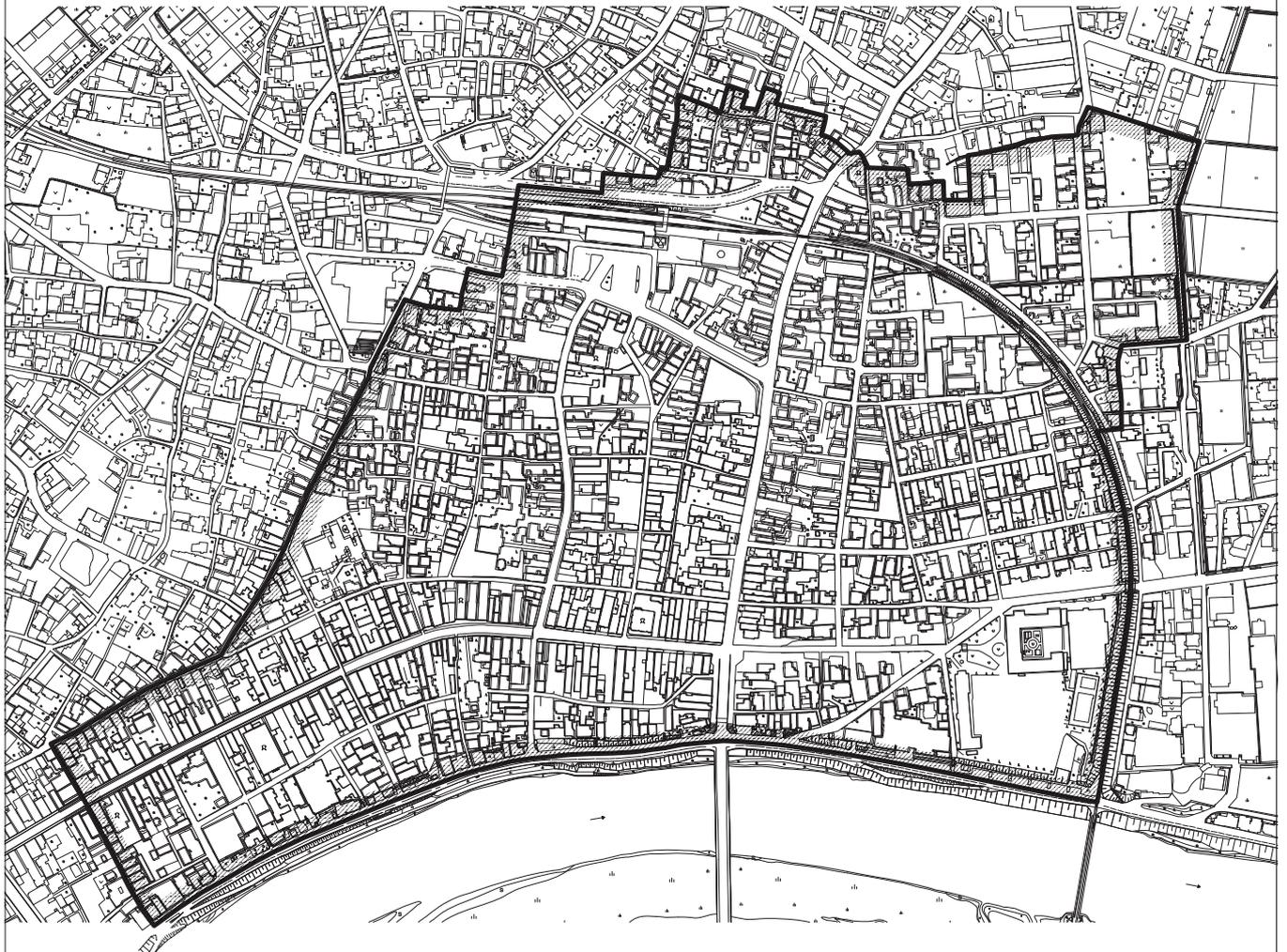
燕市長 鈴木 力

記

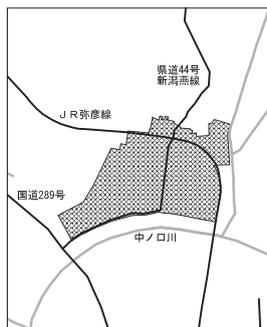
# 住居表示実施区域図



1 : 6 0 0 0



施行区域位置図



凡 例	
住居表示 実施区域	

市道路線の変更について

次のとおり、市道路線を変更するものとする。

平成 25 年 6 月 12 日 提 出

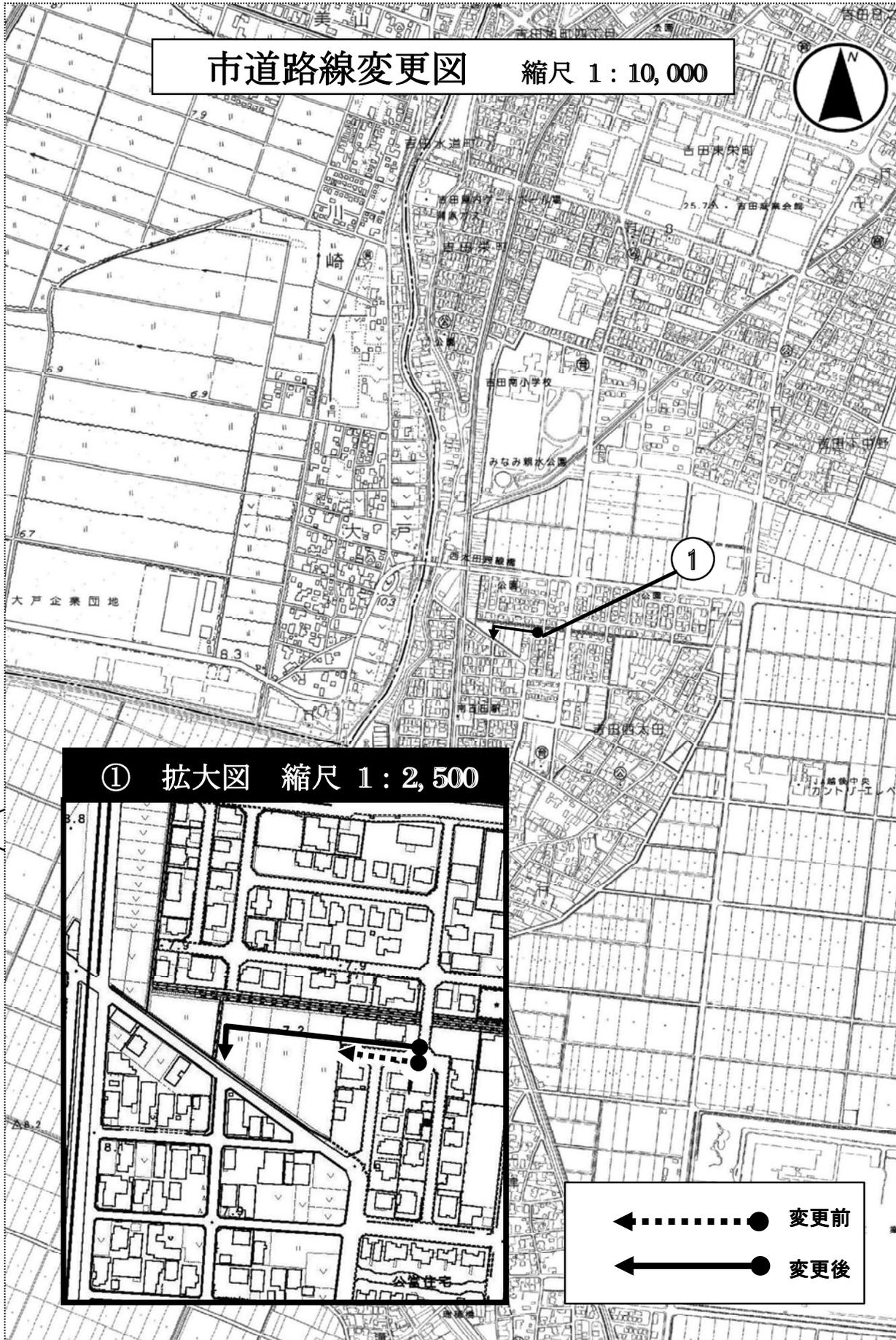
燕 市 長 鈴 木 力

記

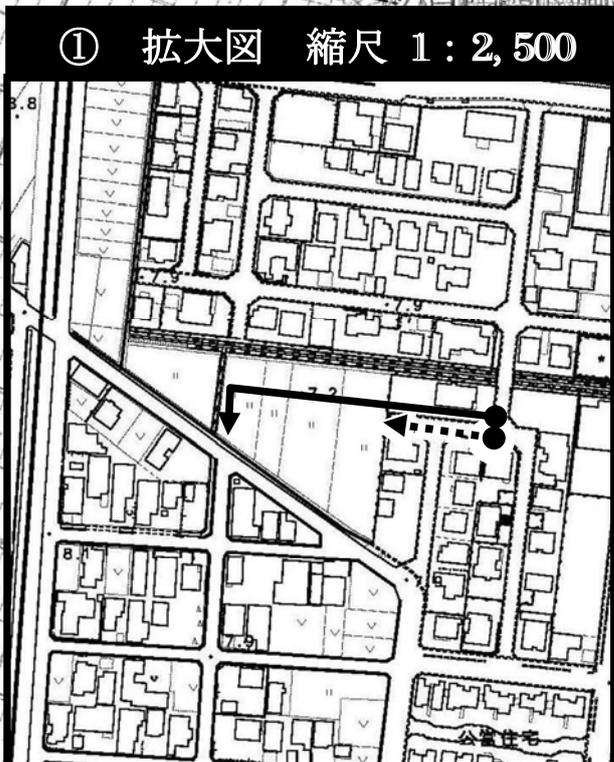


# 市道路線変更図

縮尺 1 : 10,000



## ① 拡大図 縮尺 1 : 2,500



- ← ..... ● 変更前
- ← ——— ● 変更後